社会保険労務士法人川瀬事務所　行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次の通り行動計画を策定する。

１．計画期間　　令和８年１０月１日～令和１３年９月３０日

２．内容

目標１：年次有給休暇の取得日数を、１人当たり年間平均１０日以上とする。

〈対策〉

●令和　８年１１月～　年次有給休暇取得の現状を把握

●令和　８年１２月～　計画的な取得促進の方策を検討

●令和　９年　１月～　計画的な取得促進策を掲示等により周知

目標２：子育て中の職員が気兼ねなく子育てのために必要な時間を確保できるようにする。

〈対策〉

●令和　８年１１月～　対象職員のニーズを把握するためヒアリングを実施

●令和　８年１２月～　管理職会議にて対応を検討、内容を決定

●令和　９年　１月～　実施

以上